

社說

和合か分离か
果斷は人情の快とする所に
人望を博せんには假令ひ多

活潑に判断は人情の快とする所にして政治家として人望を博せんには假令ひ多少の失策を犯すも寧ろ勇進す可き場合少なからず前年藩閥政府は強ひて議會に多数を制せんとして選舉に干涉し一時非常の物議を生じたれども實際その局に當りし時の内務次官白根氏の如きは之が爲めに却て世に持て離され兎も角も頼もしき人物なりとして間もなく大臣に任せられたり元來選舉干渉は惡事なれども斷じて行へば尙ほ且つ世の信用を博するに足る況して天下の渴望する善事を斷行するに於てをや今の政府は藩閥の改革者として起りしものにして差當り改む可きもの甚だ多し而かも其事は多年民黨の主張したる所にして利害は既に明白なるのみか世人が其斷行を促すも亦急なり平生の言實に對しても又人望を得るが爲めにも即案即決す可き筈なるに然るに實際に於ては只摺たゞだらの騒ぎのみにして一も民黨政府の特色として認む可きものなきは何ぞや或る政客の談に云く今日の有様にては到底活動なる運動を期し難し自由進歩名は合同したりと云ふも實は反目疾視互に權力の消長を争ふみと舊時に異ならず一官衙の進退、一官衙の存廢黨内にも不滿の者あり今後は決して只その一眼も容易に決するみ能はざる其證據は外務大臣問題に徴しても明白なる可し其敢て現任者を動さんとしたるは他に一層適任者あるが故に非ず只一脚の椅子を取らんが爲めのみ地方官の如きも廣く世間に人材を求めざるは勿論なきに非ず世間の評判よろしからざると共に憲政黨の内にすら普く求めずして只その一眼の間に於ても或は多少の紛議を生ずる由に任す可らず我々も自から進んで其候補たる可しと主張するもの少なからざるよれば此點に於ても或は多少の紛議を生ずるをわる可し又監視局問題の如きも一方は廃止を希望すれど他の一方は新に大阪に支廳をさへ設けんとするほどの次第にして其存廢を決せんとすれば直に衝突す可きが故に今は双方睨合ひの姿にして發展するものもなしと云ふ其他冗員淘汰繁文省略にしても一方は大幅より打算して頃々と行ふ可しと云へば也是篤に調査の上にてと云ふ有様にて裏表何處も迷拂わざるのみか彼の鐵達官有論の如きいよいよ實地問題を爲れば政府部内に大波瀾を生ず可きは疑を容れず要するは政府の事情は恰も一觸の事を左右に引かんとするが如くに第にして或は一刀兩斷の處置を要するのみ也して到底花々しき舉動を望む可らずと果して然舟は憲政黨政府の前途、頗もしからざる威力に次るものにして、最後新政府を維持する所

○現内閣の將來

も亦合同の力にて到底永く一致するを得ず早晚分離するならんとの世評もある矢先きなれば意地にも其合同を維持せざる可らず若じも今日に於て早くも手を分つが如きみどあらば世人は果して然りとて之を笑ふ可く藩閥の遺類は手を拍す喜ぶなる可し如何にも不^ふ義^じ裁至極なれども凡俗の悲しき襟を開いて渾然融和するみと能はず每事に衝突して政弊の改革も望なれど更に選ふ所なから可らず雨降らんとして降らず風吹かんとして吹かず陰雲驟々なるは我輩の堪へ難き所なり

臣の當分才氣もそ延して、
て變れり内閣組織の當
政黨員と訓練するの好
なきもとながら猶ほ時
斷を爲す能はざりしは
、板垣の兩人は他日の時
ふとを心に銘じ置かざり
首領たるもののが其黨員
如き甘たる筆法を用ひ
跋扈を免かれず左れば
は舊進歩黨員、板垣は
を集めて各々之に命令不
事にして奮ひ難しとあわ
官せしむべき人に就いて
可からず若しも余の命を
命はありたれども閣員の
るが如きふどありては人
断行するふと能はざらじ
倦ましむるに至る可わけ
於ては勅令に應じ内閣に
分を遂行して黨員に不平
事にして奮ひ難しとあわ
に在るものゝ一般に快
施し板垣は少なくとも淮
由黨員の黨員者と比較
英斷を示すを得ば憲政黨
は板垣を始め憲政黨員
に亘り依り速に御辭退申す
黨員の向背と決心を確
に向つて同様の決心を
に堪へざる所なれども淮
買ひ始むるか外務大臣の
策の得たるものなりしと
今後外務大臣の問題を
事にして奮ひ難しとあわ
般からんか若しも然らず
し行かば現内閣及び憲政
解分裂の外なるべし
如何に分裂すべきかとは
舊自由黨と進歩黨と孰れ
るものゝ不満に思ふ所ア
は板垣を始め憲政黨員
に亘り依り速に御辭退申す
黨員の向背と決心を確
に向つて同様の決心を
に堪へざる所なれども淮
買ひ始むるか外務大臣の
策の得たるものなりしと
今後外務大臣の問題を
事にして奮ひ難しとあわ
般からんか若しも然らず
し行かば現内閣及び憲政
解分裂の外なるべし
黨員の唱道したる鐵道債
如き大問題は少しも實に
切つたる事にして所謂
の成立と共に消滅し進歩
税、酒稅增加等著々目立
行はれんとする斯くては均
も舊自由黨員に在りては
課あるべからざるのみで
なかるべし所ては斯くて
は

右中澤喜
河村武開
左喜
豊田義
京橋事件
新宿總結
の四名
定書は左

新の質を擧げ人材の如きも老朽を進むるみとわるべしと云々

を退けて止

三原生八に告状を主導的任務を伊日決行

者にして
所に會合

同市同區南八丁場十五番地	中 澤 泰 七	五十才十一月
平民賃兩間房		
國市同區南鋼町一丁目二番地居住	中 村 謙 助	四十九才十月
平民無職業		
國市同區入舟町四丁目五番地居住	伊 藤 勉 七	七十三才四月
平民無職業士		
國市同區白鳥河岸町一丁目五番地居住	後 藤 亮之助	四十六才十一月
鶴川村方		
同市同區南新堀二丁目五番地居住	伊 城 幸 邦	三十七才十月
平民無職業未婚		
伊坂半九郎に對する衆議院議員		
伊坂半九郎及伊藤亮之助		
中村彌助、伊藤勤七、後藤亮之助		
正記本名及伊藤亮之助		

名の不承認の申立てを配布し、公判に當選した陪審員の選定と事訴訟法の適用の問題が、又検察官の権限の行使範囲の問題となり、更に訴訟の本件に対する被告事件の性質の問題が、武男、牛島、明治三十一年の事件の本件に対する還付する問題が、東京高等裁判所で審理された。